

2004年1月23日

九州大学長 梶山千里 殿

九州大学教職員組合執行委員長
小早川 義 尚

日々雇用職員就業規則及び時間雇用職員就業規則
の作成にあたっての要求について

日々雇用職員就業規則及び時間雇用職員就業規則の制定にあたって、本組合の要求を下記のとおり提出します。この要求について、関係就業規則に盛り込んで頂けますようよろしくお願いいたします。

なお、就業規則に盛り込んで頂けなかった要求については、労使交渉の対象として労働協約として実現できますよう引き続き交渉の場を設定頂きますよう要求いたします。

記

経験と業績を積んだ日々雇用職員、時間雇用職員及び長期化しているアルバイト職員について、正職員に採用される登用制度をつくること。

日々雇用職員及び時間雇用職員の呼称をそれぞれフルタイム職員、パートタイム職員等適切なものに改めること。今回は、フルタイム職員及びパートタイム職員とします。フルタイム職員、パートタイム職員及びアルバイト職員の過半数代表者からの就業規則制定にあたっての意見聴取を行うこと。

フルタイム職員就業規則について

1. 「この規則に定めるもののほか、労働基準法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、その他の関係法令及び諸規定の定めるところによる。」を規定すること。
2. 「(均等待遇の原則)フルタイム職員の賃金、賞与、退職金及び休暇等について、その就業の実態、常勤職員との均衡等を考慮して定めるよう努める。」を規定すること。
3. 雇用期間の定めのない雇用とすること。
4. 賃金の格付けについて、正職員との均衡を図り、正職員の賃金の80%以上の賃金が保障される規定とすること。
5. 正職員との均衡を図るため月給制とすること。
6. 事実上4月以前から雇用が継続している者については、6月の賞与について、4月以前の勤務実績を加味した支給となるよう規定とすること。

7. 有給休暇、特別休暇、病気休暇等について、正職員との均衡を図り、すべて正職員並に有給で取れるようにすること。
8. 扶養手当を支給する規定とすること。
9. 育児休業、介護休業が取れるよう規定すること。
10. 育児時間等の女性保護規定を正職員並みに規定すること。
11. 3年雇用制度は廃止し、引き続き雇用すること。

パートタイム職員就業規則について

1. 雇用期間の定めのない雇用とすること。
2. 賞与を支給すること。
3. 年次休暇、特別休暇等は、正職員との均衡を図り有給で保障すること。
4. 育児休業、介護休業が取れるよう規定すること。
5. 育児時間等の女性保護規定を正職員並みに規定すること。
6. 現在の時給を下げず、勤続年数、資格取得により昇給する賃金制度とすること。
7. 住宅手当、扶養手当を支給すること。
8. 昼休みは、休憩時間45分+休息时间15分とすること。
9. 4月以前に有していた有給休暇を次年度へ繰り越すこと。
10. 退職金を支給すること。
11. 時間外手当を支給すること。
12. フルタイム職員へ採用する道を開くこと。

長期にわたって働いているアルバイト職員について

1. 学長発令の職員とすること。その際、現行の賃金等の労働条件を下回らないこと。
2. 雇用期間の定めのない雇用とすること。
3. 賞与を支給すること。
4. 年次休暇、特別休暇等は、正職員との均衡を図り有給で保障すること。
5. 育児休業、介護休業が取れるよう規定すること。
6. 育児時間等の女性保護規定を正職員並みに規定すること。
7. 現在の時給を下げず、勤続年数、資格取得により昇給する賃金制度とすること。
8. 通勤手当、住宅手当、扶養手当を支給すること。
9. 昼休みは、休憩時間45分+休息时间15分とすること。
10. 4月以前に有していた有給休暇を次年度へ繰り越すこと。
11. 退職金を支給すること。
12. 時間外手当を支給すること。
13. フルタイム職員へ採用する道を開くこと。